

平成28年度

事業計画書

 公益社団法人 日本防犯設備協会

平成 28 年度 事業計画

今年度、日本防犯設備協会は創立 30 周年を迎え、また、公益法人移行後 5 年を経過した節目の年でもあります。当協会の中核事業であります防犯設備士の育成については、登録者数が昨年度 25,000 名を超え、地域の活動の核である地域協会も 38 都道府県で活動中であります。こうした状況の中、防犯機器の進歩・発展には著しいものがあり、今年度も当協会は、これまで同様、新たな時代の展開を見据え、会員の皆様等と目的を共有し、安全で安心なまちづくりに貢献して行くための活動を推進していくこととしております。

さて、平成 27 年の刑法犯認知件数は、警察庁の発表によれば、前年比 11 万件余減の 109 万 9 千件余で、昭和 48 年の 119 万件余を 42 年ぶりに下回り、戦後最少となりました。また、ピークだった平成 14 年の 285 万件余から 13 年連続の減少となっております。減少の要因として、警察庁では「市民の防犯活動や防犯カメラの増加など、犯罪を警戒する地域社会の目が密になった結果」と分析しております。私達のこれまでの取り組み、例えばピッキング・サムターン回しが横行した際には、防犯性能の高い住宅用鍵の普及に努め、最近では屋外の凶悪犯罪をも見据え防犯カメラや LED 防犯灯の普及・拡大を図ってきましたが、こうした活動の結果が高く評価されたと言っても過言ではありません。

さらに、防犯設備の市場規模については、当協会の調査では、平成 23 年度は 9,878 億円まで落ち込みましたが、その後平成 25 年度は 1 兆 1,238 億円、平成 26 年度は 1 兆 2,052 億円対前年比 111.6% と順調な回復を見せております。市場環境の先行きについては、日本を取り巻く世界経済の動向や混乱の続く中東情勢等不安要素はありますが、本年 5 月には伊勢志摩サミットの開催が予定され、その先には 2020 年の東京オリンピック・パラリンピック大会も控えており、更に力強い回復基調が続くことが期待されます。

私たちの活動の目的を達成するためには、防犯機器に対する国民各層の正しい認識・理解を得ることや警察始め関係諸団体との連携が欠かせません。また、全国各地で活躍されている防犯設備士の皆様の支えがあってのことです。こうしたことを肝に銘じ、今年度も事業計画に沿って積極的な活動を展開していくこととしております。

関係者の皆様のご支援・ご協力をお願いいたします。

1. 会議の開催

(1)総会

平成28年6月の通常総会では、前年度事業報告、収支決算報告等の審議を行う。ただし、緊急の事案が生じた場合は、臨時総会を開催する。

(2)理事会

平成28年5月、平成29年3月に開催する。ただし、緊急の事案が生じた場合は、必要に応じて開催する。

(3)運営幹事会

原則として年間5回開催する。ただし、緊急の事案が生じた場合は、必要に応じて開催する。

2. 協会組織及び体制

(1)運営企画会議

運営企画会議は、当協会、防犯設備士、総合防犯設備士及び地域協会のPRを目的に、広報、出版、テキスト編集、渉外等に関する方針を策定する。

(2)制度事業運営会議

制度事業運営会議は、制度事業関連の委員会と連携して、防犯設備士制度、RBSS制度等の制度事業の運営に関する施策について審議し、協会全体の事業方針として取り纏める。

(3)委員会運営会議

各委員会の委員長、代表幹事、副代表幹事等から構成される委員会運営会議は、社会のニーズを踏まえ、各委員会のテーマや活動状況について情報共有を図り、複数の委員会にまたがったテーマや時流にあった調査研究テーマ等の選定・検討を行い、協会全体としての次年度の各委員会活動計画の取り纏めを行う。

(4)専門委員会

専門委員会は、それぞれの委員会毎に策定したテーマや計画に基づき活動を行う。
また、次年度の活動計画の策定については、委員会運営会議等と調整の上、策定する。

(5)協会事務局体制

- ①協会の各種事業の円滑な実務遂行を行うとともに、各種会議の運営を行う。
- ②地域ブロック（北海道・東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州の7ブロック）毎に地域担当者を置き、既設置の地域協会への支援と連携を図るための各種活動を積極的に推進するとともに、未設置県での地域協会の新規設立に努める。

3. 各会議の活動

(1) 運営企画会議

広報・運営企画に関する以下の活動を計画し、推進する。

① 2回の会報編集・発行

2016年盛夏号は協会創立30周年記念誌と合併した特別号とする。

② 特別セミナーの開催（10月）

③ メールマガジンの発行（会報発行等イベントに合わせて随時）

④ ホームページ内容の更新（随時）と新規バナー広告の取り込みの推進

⑤ 新規・改訂ガイド類の評価・検証の実施

⑥ 防犯設備士テキスト改訂会議の開催

⑦ 陳腐化した印刷物の見直し検討と改訂の提案

⑧ 各種マスコミ対応

⑨ 犯罪状況及び防犯に関する警察、国等の施策などについてタイムリーな情報発信

(2) 制度事業運営会議

総合防犯設備士委員会及び防犯設備士委員会と連携し、防犯設備士の事業に関する施策の検討、策定を行う。RBSS（防犯優良機器認定制度）については、RBSS委員会等と連携して、新しい防犯機器や技術動向に関連したRBSS基準の追加・改正並びに認定制度見直し及び拡大の施策について方針を策定する。

(3) 委員会運営会議

各委員会のテーマや活動状況についての情報共有に合わせて、協会技術標準（SES E）に関連して、各委員会から提出されるSES Eの制定・改正案の審議を行う。

各委員会・分科会の調査研究テーマや体制の見直しについては、委員会運営会議において各委員会から提示された問題、課題等を基に、それぞれの委員会の状況、社会のニーズ及び将来の委員会の有り方を踏まえて、それらの方向性について運営幹事会メンバー等を中心に議論し、具体案の創出を図る。

4. 調査研究事業

(1)防犯設備機器に関する統計調査（統計調査委員会）

本委員会は、昭和 62 年以降国内における防犯設備市場唯一の統計資料「防犯設備機器に関する統計調査」報告書を毎年継続して発行してきた。

本活動においては、公正取引委員会「独占禁止法における事業者団体の情報活動ガイドライン」を遵守しつつ、次回平成 29 年 2 月の発刊については、防犯設備業界のより正確なトレンドを示すことをめざす中で、会員会社へのアンケート方法の改善や広く販売・配布するための施策の検討など、将来に向けた継続的な活動を推進する。

(2)セキュリティシステム全般にわたる調査研究（防犯システム委員会）

①防犯カメラを中心としたセキュリティシステムの実態と課題・必要要件の研究を行うため、現行のセキュリティシステムの視察（ヒヤリング含む）を行う。

②①より、業態・事例に応じたセキュリティシステムのモデルケースを検討し、セキュリティシステム導入時に指針とできるようなガイド構築を目指す。

(3)出入管理機器の普及拡大（出入管理機器委員会）

①他業界団体との意見交流及び施設見学を実施する。

②他団体等との意見交換により得られた情報をもとに、特殊な利用環境において求められる出入管理システムの特徴や要件を分析し、今後の出入管理システムの将来展望について議論を深める。

(4)防犯カメラシステムの評価と調査研究（映像セキュリティ委員会）

①警察庁、警視庁を主とした関連団体との意見交換の実施や、2~3 年後に普及期を迎えると予想される 4K カメラシステムの技術調査を行う。

②映像監視分科会で原案作成する映像系 SES 技術標準（新規作成、改正）の審議を行う。

(5)各種防犯照明の調査研究とその普及（防犯照明委員会）

①LED防犯灯の高機能化

災害等での停電時の明るさ確保についての調査（基準づくりに向けて）

i) 2015 年度に実施した実験及びアンケートの結果をまとめ、成果として外部発表を行う。

ii) 基準づくりに向けて、さらに課題等を掘り起し、調査を行う。

大暗室での追加実験等

②明るさ基準・グレア・均斉度に関する調査

(6)自動車・オートバイ盗難手口の調査活動（自動車オートバイ委員会）

①地域や業界毎の車両盗難手口調査を行い、それに合わせて、自動車オートバイ防盜性能及びシステムの調査・研究を実施し、盗難防止対策案を検討する。

i)トラック業界、建設業界等の盗難状況調査

ii) レンタカー協会へ盗難状況調査

- iii) 損保協会等からの情報収集
 - iv) 自動車セキュリティに関する調査会社等から諸外国の盗難状況等についての情報収集
- ②警察庁等が主催する自動車盗難等の防止に関する各官民合同プロジェクトに積極的に参画するなどして、自動車盗難事件の減少に向けた諸対策に資する情報の収集を図る。
- ③これらの活動を通して得られた成果をもとに、対策パンフレット等を取りまとめ、会員、警察及び関連団体に対し情報発信を行う。
- ④自動車・オートバイの盗難対策集として、セキュリティガイドの改廃を行い、会員、警察及び損保協会等関連団体に対し情報発信を行う。

(7) 主要な防犯設備に関する技術基準の制定・改正（技術基準委員会）

平成 28 年度も警報システム分科会と規格調査委員会、映像監視分科会と映像セキュリティ委員会は相互に連携した運営体制で活動を行う、また、昨年度から活動を再開した出入管理分科会も含めて SES E 制定・改正の活動を進める。

恒久的な体制については、運営幹事会等と連携して検討を進める。

(8) 施工関連の技術基準の制定・改正（施工基準委員会）

- ①平成 27 年度に改正公開した施工関連 SES E（24 件）に合わせて、平成 28 年度内発行を目指して、「防犯設備の施工要領」の改正作業を進める。
- ②社会からのニーズの高い防犯設備機器（防犯カメラ、LED 防犯灯等）の施工要領に関する調査研究に着手する。

(9) 共通的な技術基準の制定・改正及び専門委員会の制定・改正の支援（規格調査委員会）

①SES E 共通基準の改正

- ・SES E 9905(防犯に関する用語の登録運用規定)、SES E 9906(防犯凶記号の登録運用規定)の改正案（5 年見直し）について、審議・公示を完了する。
- ・SES E 9902(SES E 規格票の様式)の規格が、実運用の中で理解しにくい点やあいまいな点があるので、より使いやすい規格にするため見直し改正を行う

②警報システム関連 SES E の改正（5 年見直し）

- ・警報システム分科会との連携に関連して、平成 26 年度からの継続 15 件含む 17 件の改正作業（5 年見直し）について、審議・公示を完了する。
- ・SES E 0504(赤外線パッシブ検知器規格)、SES E 1508(自動通報機規格)について、5 年見直しの確認見直し改正を行う。

③各専門委員会から制定・改正について提案された SES E の審議

(10) 防犯設備士制度、防犯設備士育成等に関する調査・研究活動（防犯設備士委員会）

①防犯設備士更新講習の検討

平成 25 年度の合格者より資格更新が義務付けられ、今年度から知識更新テキスト及び問題により、最近の犯罪情勢に即した内容の習得を目的とした資格更新事業がスタートする。当委員会ではそれに伴い、平成 28 年 10 月までの更新対象者に対する問題点と対策を検討する。また、将来的には地域協会による更新講習実施も視野に、更新を段階的に実施

する仕組みと運営に関する検討も行う。

②防犯設備士テキストの大改訂の検討

テキストの大改訂は、これまでよりも学ぶ範囲を拡大し、多くのことを盛り込んだことなどにより、当初予定したスケジュールよりも遅れていることから、完了時期を延期していたが、昨年度、資格更新テキストが出来たことから、これをベースに今年度より本格的な検討に入る。

(11)総合防犯設備士に関する調査・研究活動（総合防犯設備士委員会）

①総合防犯設備士更新講習の検討

当委員会では更新講習に必要なカリキュラムの検討、作成等を行い、新たに始まる総合防犯設備士更新講習の実施に向けて防犯設備士委員会との連携を図る。

②総合防犯設備士の活躍の場の創出策検討

当委員会の主要な検討課題である防犯設備士の上位資格である総合防犯設備士の活躍の場は何かについて、本年度もテキスト改訂（索引の追加など）と平行して検討し、協会へ具体案の提案を行う。

(12)RBSS(優良防犯機器認定制度)に関する調査・研究（RBSS委員会）

①RBSS申請作業の効率化と新しい技術に対応するために、RBSS認定基準類を見直し、整備、改正を行う。

②RBSS基準や機器の活用を広めること目的に、地域協会でのガイドライン作り、研修会等に協力するとともに、RBSS基準や機器の普及のために協力を依頼できる諸団体を対象に積極的な広報等を行う。

5. 制度事業

(1)防犯設備士制度事業

①防犯設備士養成講習及び資格認定試験

本年度は、下記の実施計画に基づき実施する。

平成 28 年度防犯設備士養成講習・資格認定試験計画

回数	実施月	開催地
第 94 回	平成 28 年 6 月	東京・大阪・名古屋
第 95 回	平成 28 年 9 月	東京・大阪
第 96 回	平成 28 年 11 月	東京・大阪・山口
第 97 回	平成 29 年 2 月	東京・大阪・仙台

i)講習・試験の効率化

- ・講習内容について、受験者のより広範な、深い習得を目指し、レポートの事前提出を求めるとともに、引き続き講習科目を 3 科目として実施する。

ii) 試験会場

- ・東京会場については第 97 回を 2 会場で実施する。ただし、第 97 回の東京会場については、第 95 回までの実施状況によっては 1 会場とする。

②総合防犯設備士資格認定試験

本年度は、下記の実施計画に基づき実施する。

平成 28 年度の総合防犯設備士資格認定試験計画

	実施月	開催地
一次試験 A (筆記試験)	平成 28 年 10 月	東京・大阪
一次試験 B (講習認定)	(注) 今年度は中止。	
二次試験 (面接試験)	平成 28 年 12 月	東京・大阪

i)総合防犯設備士受験セミナーの実施

- ・昨年度と同様に、総合防犯士会(ASES)が中心となって、総合防犯設備士資格認定試験の受験希望者及び防犯設備士を対象に、東京、大阪で「受験セミナー」を 4 回実施する。

③防犯設備士制度事業推進のための各種施策

i)総合防犯設備士及び防犯設備士更新講習の立ち上げ

- ・今年度から実施する防犯設備士の資格更新の際の問題点と対策を検討し、資格更新と更新時講習の実施に向け具体的な手続きや更新講習内容、方法等を策定するとともに、将来の専門科目講習についても検討を進める。
- ・総合防犯設備士については、資格更新時の更新時講習の実施に向け具体的な手続きや更新講習内容、方法等を策定する。

ii)防犯設備士受験者確保に向けた取り組み

- ・防犯設備士の魅力づくりの一環として、3年毎の資格更新時の知識更新テキストには最新の防犯関連情報及び技術情報を盛り込み、資格更新者の動機の向上に努める。また、資格更新完了者には、主要な地域協会が開催するセミナーへの無料チケットを配付する。
- ・受験者紹介制度等、地域協会の協力を仰ぎ受験者の確保を推進する。
- ・警察、関連団体等への広報を推進する。
- ・会員会社各社の社内広報でも取り上げるよう働きかける。

iii)メールマガジンの活用

- ・メールマガジンを活用し、総合防犯設備士及び防犯設備士に情報発信をする。

iv)総合防犯設備士紹介の取り組み

- ・総合防犯設備士を協会ホームページに掲載し、国民から見えるようにする。
- ・協会ホームページやメールマガジンを活用し、定期的に総合防犯設備士の「活躍の場」を広報する。

v)総合防犯設備士受験者確保の取り組み

- ・総合防犯設備士の受験資格を満たした防犯設備士に、直接メールで受験案内を行う。
- ・不在県ゼロを目標に、7不在県の受験者を確保する。
- ・今後の受験者希望者の動向を勘案し、試験会場増も検討する。

(2)RBSS (優良防犯機器認定制度)事業の推進

- ①RBSS 委員会と連携して、防犯カメラ、デジタルレコーダー2品目の認定業務(審査会議・判定会議)を下記の年間計画により実施する。

平成 28 年度年間計画

回数	実施月日	
	審査会議	判定会議
第 32 回	平成 28 年 6 月 22、23 日	平成 28 年 7 月 13 日
第 33 回	平成 28 年 9 月 7、8 日	平成 28 年 9 月 28 日
第 34 回	平成 28 年 11 月 1、2 日	平成 28 年 11 月 22 日
第 35 回	平成 29 年 1 月 25、26 日	平成 29 年 2 月 15 日

②RBSS 委員会と連携して、LED 防犯灯の認定業務（審査会議・判定会議）を、下記の年間計画により実施する。

平成 28 年度年間計画

回数	実施月日	
	審査会議	判定会議
第 8 回	平成 28 年 7 月 6、7 日	平成 28 年 7 月 27 日
第 9 回	平成 28 年 10 月 5、6 日	平成 28 年 10 月 26 日
第 10 回	平成 29 年 2 月 22、23 日	平成 29 年 3 月 15 日

(3)防犯優良マンション認定事業の支援

①防犯優良マンションの審査員資格者養成講習など、各地域の認定機関による防犯優良マンション認定事業を支援する。

6. 広報・運営企画

(1)会報の発行

①編集内容

- i) 会員、警察庁及び警視庁・道府県警察本部関係者への情報誌として、協会の活動報告、各委員会活動紹介、会員動静、最近の犯罪情勢等を編集し発行する。
- ii) 今年度は、盛夏号、新年号の2回の発行とし、機関誌としてそれぞれ内容の充実を図ると共に、ダイジェスト版をメルマガで配信する。
- iii) 以下の各種シリーズ記事の掲載を予定する。
 - ・ 地域協会紹介の「地域協会だより」
 - ・ 各地の防犯設備士活動内容紹介「活躍する防犯設備士」
 - ・ 防犯設備機器に関する技術動向などを幅広く紹介する「技術解説」
 - ・ 会員企業の商品を取り上げる特集「防犯設備 注目商品」
 - ・ 優良防犯機器認定制度 (RBSS) コーナー
- iv) 会員、防犯設備士等向けの専門知識や目的別の記事の掲載・充実を検討し、各委員会等の協力を得て充実を図る。
- v) 2016年盛夏号は30周年記念誌と合併した特別号として発行する。
合わせて、会報誌のPDF版を全て含むDVDの作成を行う。
30周年記念とは切り離して、協会紹介を目的としたショートムービーの作成を行う。

②配付先

- i) 警察庁、警視庁、道府県警察本部、防犯協会連合会、都道府県庁の関係先、地域の防犯設備関連協会、政令指定都市等を配付先とし、当協会の認知度の向上を図る。

(2)特別セミナーの開催

- ① 第19回特別セミナーを平成28年10月に東京で開催する。
また、状況によっては地方での開催も検討する。
- ② セミナーアンケート結果等をもとに、講演メインテーマを選定し、講師・講演内容の充実を図る。

(3)ホームページの改訂・運用

- ① メールマガジン配信によるホームページアクセス状況の変化を分析し、会員、防犯設備士等向けや一般向けのニーズに応じたコンテンツの充実を図る。
- ② ネット上での各種申込みや手続きを行える仕組みを充実させるなど、協会の事務処理効率化を図るための仕組みを継続して検討する。

(4)メールマガジンの配信

防犯設備士・総合防犯設備士、会員及び地域協会への情報発信としてメールマガジンを随時配信する。

会報を発行する月に、会報内容コンテンツを主とし、その他の機会には、防犯設備関連のニュース等を発信する。

(5) イベント等への参加

関連ある団体のセキュリティショー等のイベントについての後援・協賛の依頼については、必要性に応じて積極的に対応する。また、新聞、雑誌、テレビ等のマスコミ取材に対しても積極的に対応する。

(6) 地域協会の紹介

会報及び当協会のホームページ上で地域協会の紹介を積極的に実施するとともに、当協会のホームページと地域協会のホームページの相互リンクを行う。

(7) 協会認知度の向上

警視庁、46 道府県警察本部及び関係諸団体とのホームページの相互リンクを推進し、協会の更なる認知度の向上を図る。

(8) 各種セキュリティガイドの広報による防犯意識の高揚及び防犯設備の普及

下記 6 種類のセキュリティガイドを通して防犯意識の高揚及び防犯設備・システムの普及拡大を目指す。

- 防犯カメラシステムガイド ○防犯照明ガイド
- ホームセキュリティガイド ○駐車場セキュリティガイド
- 自動車セキュリティガイド ○オートバイセキュリティガイド

(9) RBSS(優良防犯機器認定制度)事業の普及促進

RBSS 委員会と連携して、あらゆる機会を通じ幅広い広報活動を行い、認知度向上を図り、普及促進を進める。

(10) テキスト編集の推進

防犯設備士の資格更新に合わせて、防犯設備士養成講習テキストの編集・改訂作業を推進し、受験者に対してよりの確な知識の提供を図る。

(11) 渉外活動

上記の各活動を推進する上で、積極的に警察・行政機関及び関連団体との折衝、調整等を行い、円滑な運営を図る。

また、従来の協会関連業界だけでなく、新しい分野・職種に対しても協会の紹介を積極的に行い、新規入会やパートナーシップの拡大を図る。

(12) 犯罪状況及び防犯に関する警察、国等の施策などについてのタイムリーな情報発信

警察へのヒアリングや委員会活動などから収集した犯罪の動向、最新防犯設備のトレンド、防犯カメラや LED 防犯灯等防犯設備を対象とした国及び地方自治体の補助金制度等について、地域協会等へタイムリーな情報配信を行う。

7. その他の活動

(1) 地域協会の設立推進と連携強化

① 11月に開催する地域協会全国大会を中心に、当協会と地域協会及び地域協会相互の情報共有の充実を図る。また、地域協会と当協会が合意した役割分担案をベースに、既設置の38の地域協会と当協会の相互連携を強化し、各地の警察、自治体、防犯協会等と協力しながら、地域に根ざした安全安心まちづくりの推進を図る。

② 防犯設備士を中心とした地域協会設立の推進

全国には防犯設備関連の地域協会未設置の県が9県あり、これらの県の関係者に防犯設備士の活動拠点としての地域協会の設立に向けた働き掛けを継続して行う。

③ 地域協会との情報共有の促進

各委員会等を通じ警察や会員から得られた最新の犯罪情勢、防犯設備のトレンド、行政の補助金の施策等及び地域協会から提供された各地域での事業状況等について全国の地域協会に発信する仕組みを検討し、タイムリーな情報共有の促進を図る。

(2) 関係業界団体との連携

警察庁を始め、当協会と活動目的を一にする「全国防犯協会連合会」、「防犯性能の高い建物部品関連5団体」、「BL」等の関係業界団体との連携を更に深め、防犯活動全般について有効かつ継続的な協力関係を築く。

(3) 会員相互の親睦と連携

会員相互の親睦と連携を図るため、下記の懇親会を開催する。

① 平成28年6月 通常総会後の懇親会

② 平成29年1月 新年賀詞交歓会

(4) プロジェクトHの活動

代表理事の下に、協会有識者をメンバーとするプロジェクトチームを設置し、社会、警察等の防犯に関するニーズ・要請に対して、専門家の立場で情報収集や助言を行うなど、積極的な活動を展開してきたが、平成27年度をもって一旦終了する。

なお、各種要請があった場合は、防犯システム委員会をベースとして対応する。

(5) 大規模な自然災害発生後の緊急防犯対策及び国民の生命・身体等への重大な侵害の防止のための施策についての検討

昨年大阪の全国大会で提案のあった、大規模な自然災害発生後の被災地域で地域協会と一体となって一時的な防犯機器の貸与・設置等を行うことや、国民の生命・身体等への重大な侵害の防止のための防犯機器を活用した緊急防犯対策の実施について、運営幹事会と協議しながら、事務局が具体案を策定する。

以上